概要版

第2期 伊予市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年3月

伊予市

計画策定の趣旨

本計画は、平成27年3月に策定した、5年間の子ども・子育て支援の指針となる「伊予市子ども・子 育て支援事業計画」のこれまでの取組を検証し、子どもの笑顔あふれるやさしいまちの実現に向け た施策を円滑に推進していくために、前期に続く第2期の事業計画として策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策 定するもので、「第2次伊予市総合計画」や関連計画との整合を図りながら、今後の伊予市の子ども・ 子育てに関する施策を推進するための指針となるものです。

計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6 年度までの5年間を第2期計画期間とします。

平成 27年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 11年度
55 × 5	1 #8 ≘⊥ का #8	βq								
~	1期計画期	(8)								
				第2	期計画期	明問				
								第	3期計画期	間

計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、第1期子ども・子育て支援事業計画に記載された施策の評価等を行う とともに、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査 (ニーズ調査)を実施しました。

また、各分野にわたる広範囲な計画であることから、全庁的に取り組むとともに、市民や学識経 験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表で構成する「子ども・子育て会議」で内容等を協議し、 計画を策定しています。

子どもを取り巻く環境の変化

				- •			
	0-19歳	20-39歳	40-59歳	60-79歳	80歳以上	合計	
平成27年(人)	6,654	7,527	9,668	10,593	3,957	38,399	
令和元年(人)	6,245	6,730	9,319	10,707	4,125	37,126	
増減率	-6.1%	-10.6%	-3.6%	1.1%	1.2%	-3.3%	

人口 | 総人口の減少とともに少子高齢化が進行しています

出生数 ■ 生まれてくる子どもの数は年々減少しています

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数(人)	259	258	244	231	10	1 220

女性の就労 Ⅰ 出産・子育て期の働く女性が増加しています

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成17年	74.5%	74.3%	64.1%	66.1%	77.1%	79.1%
平成27年	1 72.9%	79.1%	74.3%	72.5%	1 80.1%	1 81.2%

※女性の年齢階層別労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)の変化



- 平日、幼稚園・保育所等の定期的な教育・保育 事業を利用している人は70%を超え、前回 を8ポイント以上上回る - 下グラフ参照
- ●利用希望ニーズが高いサービスは、「児童館・ 児童センター」や「保健センターの各種事 -右グラフ参照 業」など

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況





(%)

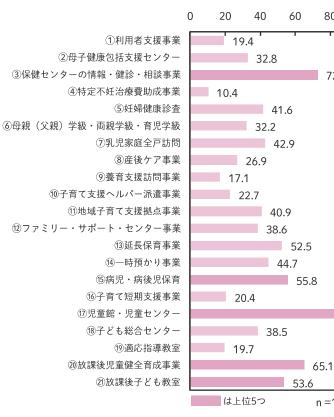
100

85.8

n =1,004

80

72.9



n=1,004

計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策
ſ	1 幼児期の学校教育・保育の 充実	1 教育・保育の受け皿の整備
θĄ	2 地域における子育ての支援	 1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 児童の健全育成 4 世代間交流の促進
明 るい 未 来	3 妊娠・出産期からの切れ目 のない支援	1 子どもや母親の健康の確保 2「食育」の推進
	4 子どもの心身の健やかな成 長に資する教育環境の整備	 次代の親の育成 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育 環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上
子どもの笑顔あふれる	5 子育てを支援する生活環境 の整備	1 良質な住宅の確保2 安全・安心まちづくりの推進等
めふれる	6 職業生活と家庭生活との 両立の推進	 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見 直し 2 仕事と子育ての両立の推進
やさしいまち	7 子どもの安全の確保	 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の 推進
65	8 要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進	 1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実
	9 経済的支援策の充実	1 経済的支援策の充実
	10 子どもの貧困対策の推進	1 子どもの居場所づくりの推進 2 貧困家庭児童等の生活・学習支援事業の推進

教育・保育提供区域の設定

本市の地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するた めの施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を6区域とします。

提供区域	世帯数 (世帯)	人口 (人)	未就学 児童数(人)	幼稚園 (カ所)	保育所 (カ所)	認定こども園 (カ所)	小規模保育園 (カ所)
上野	2,286	6,552	260	1	1	1	0
郡中	6,720	16,261	949	0	3	3	2
中村	1,912	4,809	191	1	1	0	0
大平	686	1,861	89	0	1	0	0
中山	1,177	2,784	28	0	0	1	0
双海	1,448	3,568	68	0	2	0	0
合計	14,229	35,835	1,585	2	8	5	2

※世帯数・人口は平成30年10月1日現在推計人口、未就学児童数は平成31年4月1日現在 各施設数は令和2年4月1日現在

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに利用状況が異なることから、提供区域は市 内全域を1区域として設定します。

事業	区域設定
1 利用者支援事業	
2 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
3 妊婦健康診査事業	
4 乳児家庭全戸訪問事業	
5 養育支援訪問事業	
6 子育て短期支援事業	
7 ファミリー・サポート・センター事業	▶ 市内全域(1区域)
8 一時預かり事業	
9 延長保育事業	
10 病児·病後児保育事業	
11 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期

			学校教育		保育の必要性あり			
			1号	認定	2号認定	3号認定		
			幼稚園・認	幼椎園・認定こども園		3定こども園・ 保育所 認定こども園・保育		
			3 -	5歳	3-5歳	0歳	1・2歳	
	①量の)見込み	238	82	484	77	270	
令	2	幼稚園	180					
和	確	認定こども園	165		155	29	77	
2 年	保 方	保育所			454	44	192	
度	策	地域型保育事業				8	16	
		2-1		25	125	4	15	
	①量の)見込み	229	80	468	76	277	
令	2	幼稚園	180					
和	確	認定こども園	165		155	29	77	
3 年	保 方	保育所			454	44	192	
度	策	地域型保育事業				8	16	
		2-1		36	141	5	8	
	①量の)見込み	223	77	454	76	274	
令	2	幼稚園	180					
和	確	認定こども園	165		155	29	77	
4 年	保 方	保育所			454	44	192	
- 度	策	地域型保育事業				8	16	
		2-1		45	155	5	11	
	①量の)見込み	228	80	465	77	269	
令	2	幼稚園	180					
和	確	認定こども園	165		155	29	77	
5 年	保 方	保育所			454	44	192	
度	策	地域型保育事業				8	16	
		2-1		37	144	4	16	
	①量の	見込み	229	80	466	77	273	
令	2	幼稚園	180					
和	確	認定こども園	165		155	29	77	
6 年	保 方	保育所			454	44	192	
度	策	地域型保育事業				8	16	
		2-1		36	143	4	12	

特定教育・保育施設と地域型保育事業を利用するときには、3つの区分が設けられた「支給認 定」を受ける必要があります。

	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設	
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	
2号認定	/両2/成以上	就労や妊娠、出産などの「保育を必要と する事由」に該当	保育所、認定こども園	
3号認定	満3歳未満	就労や妊娠、出産などの「保育を必要と する事由」に該当	保育所、認定こども園、地域型保育	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業の内容	実績値 (平成30年度)	量の見込み (令和2年度)
1 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保 育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び 必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係 機関との連絡調整等を実施します	1 ヵ所	1,050 人 ※第2期より見込量 の対象を見直し
2 地域子育て支援拠点事業 2 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を 開設し、子育てについての相談、情報の提供、助 言その他の援助を行います	6,665人	11,197人
3 妊婦健康診查事業	健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する とともに、妊婦期間中の適時に、必要に応じた医 学的検査を実施します	203人	231人
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問 し、子育てに関する相談や必要な情報提供を行い ます	212人	231人
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を 訪問し、養育に関する指導・助言等を行います	0人	40人
6 子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において養育を受ける ことが一時的に困難となった児童について、児童 養護施設等に入所させ、必要な保護を行います	未実施	81人
ファミリー・サポート・ 7 センター事業	援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人 (提供会員)等の連絡調整を行うとともに、提供会 員に必要な講習やその他必要な援助を行います	856人	低学年550人 高学年590人
8 一時預かり事業	保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れ解 消等の私的な理由等に対して、保育所で一時的に 保育を行います	在園児対象 11,821人 上記以外 1,730人	在園児対象 15,142人 上記以外 2,500人
9 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日 及び利用時間以外の日・時間において、認定こど も園・保育所等で保育を実施します	168人	237人
10 病児·病後児保育事業	病気中又は病気の回復期にある児童で、家庭内で 保育ができない場合、病院・保育所等に付設され た専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を 実施します	832人	844人
放課後児童健全育成事業 11 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校 に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、 健全育成を図ります	低学年 403人 高学年 51人	低学年 390人 高学年 60人
実費徴収に係る補足給付 12 を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教 育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用 品等の購入や、行事への参加に要する費用助成を 行います	_	30人
3 8様な事業者の参入促進 能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な 支援が必要な子どもを受入れる認定こども園の設 置等に対して、必要な費用の一部を補助します		者の参入が見込まれ 業の導入について検

明るい未来 子どもの笑顔あふれる

やさしいまち



 発行 令和2年3月 伊予市 市民福祉部 子育て支援課
 住所 〒799-3193 伊予市米湊820番地
 電話 089-982-1111
 FAX 089-983-3354
 E-mail kosodateshien@city.iyo.lg.jp